

グループホーム やのくち正吉苑

重要事項説明書

(令和8年2月15日現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-370-2202 午前8:30～午後5:30)

担当 管理者 杉本久志

計画作成担当者 杉本久志 小原みどり

2. 事業所の概要

事業所の名称	グループホームやのくち正吉苑
事業所の管理者	杉本久志
開設年月日	平成23年5月1日
介護保険事業者指定番号	1395100033
事業所所在地	〒206-0812 東京都稲城市矢野口1804-3
電話番号及びFAX番号	電話 042-370-2202 FAX 042-370-2203
交通の便	京王線 京王よみうりランド駅より、徒歩約7分 JR南武線 矢野口駅より徒歩約10分
敷地概要・面積	第一種中高層住居専用地域、第一種低層住宅専用地域 507.35㎡ (建蔽率60% 容積率200%)
建物概要	構造：鉄筋コンクリート造4階建て 延べ床面積：998.92㎡ (地下-46.52㎡ 1階-280.85㎡ 2階-286.14㎡ 3階-274.58㎡ 4階-110.83㎡) 地下-倉庫 1階-小規模多機能居宅介護 2階-グループホーム1ユニット 3階-グループホーム1ユニット 4階-地域交流スペース
損害賠償責任保険の加入先	日本興亜損害保険株式会社
主な設備の概要	
居室	2階-9室 3階-9室 全室個室・全室フローリング 各居室 (9.36㎡以上)
食堂・居間	食堂 22.98㎡ 居間 24.56㎡
トイレ	2階 車椅子対応トイレ 1箇所 洋式トイレ 2箇所 3階 車椅子対応トイレ 1箇所 洋式トイレ 2箇所
浴室	2階 グループホーム1ユニット1室 3階 グループホーム1ユニット1室

台 所	2階 グループホーム1ユニット1室 3階 グループホーム1ユニット1室
-----	--

3. 事業の目的と運営方針

事業所の目的	住み慣れた地域で暮らし続けるために、介護保険法令に従い共同生活住居にて入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。
運営方針	<p>1. 共同生活介護の提供にあたっては、認知症によって自立した生活に支障が生じた要介護状態、または要支援状態の利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行う。</p> <p>加えて、その援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、向上を目指す。</p> <p>2. 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。</p>

4. 職員の職種、員数及び職務内容等

①従事者の職種、員数及び職務内容

職 種	常 勤	非常勤	職務内容
管理者	1名		管理者は、事業所の従事者および業務の管理を行う。
計画作成担当者 (1名は介護職員兼務)	2名		計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画または介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、医療機関等との連絡及び調整を行う。
介護職員	2名	12名	介護職員は、共同生活介護計画に基づき、サービスの提供にあたる。
看護職員		1名	看護師は、利用者に対して日常的な健康管理を行うとともに、通常時及び特に利用者の状態悪化における 医療機関との連絡及び調整を行う。また、夜間の医療体制として、24時間の連絡体制を確保します。

②主な職種の勤務の体制

職 種	勤務体制	職 種	勤務体制
管理者	8：30～17：30	介護職員	昼間の体制 (各ユニット) 早番 7：00～16：00 1名
計画作成担当者	8：30～17：30		日勤 8：30～17：30 1名
看護職員	8：30～17：30		遅番 10：00～19：00 1名 夜間の体制

			夜勤 16:00～ 9:00 1名 オンコール 17:30～8:30 1名
--	--	--	--

5. 利用状況

入居者数	2ユニット定員 18人 (1ユニット:9人、ユニット数:2ユニット、総定員18人)
------	---

6. 介護の内容

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) その他日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) いきがい活動
- (5) 相談、助言等
- (6) 買い物の代行・付き添い

7. サービス利用料金

- (1) 事業所が提供する共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときには、その1割の支払いを受けるものとする。(別紙料金表) なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

- (2) 次に掲げる項目については、介護報酬とは別に利用料金の支払いを受ける。

①毎月かかる費用

家賃 (居室代)	別紙料金表参照
光熱水費	別紙料金表参照
食事の提供	別紙料金表参照
その他 共益費等	別紙料金表参照

②入居者およびご家族の希望によりかかる費用

おむつ代	実 費
医療費	実 費 協力医療機関である、共済会櫻井病院及び、稲城在宅療養クリニック、ふない歯科による往診を希望される方の医療費も、実費精算になります。
理美容代	実 費
寝具リース料	実 費
外出に関する費用	1時間当たりの職員の人件費、交通費、食事代その他費用の負担

※上記に掲げるもののほか、共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収します。

(3) 支払い方法

- ① 毎月15日までに前月分の利用料を請求いたしますので、当月末日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。

お支払方法は、口座自動振替、銀行振込、現金払いの3通りの中からご契約の際選ぶことができます。

- ② 共同生活介護の提供開始に際し、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得るものとする。
- ③ 費用を変更する場合には、前項と同様に利用者又はその家族に事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得るものとする。

8. 利用にあたっての留意事項

- (1) 共同生活介護の対象は要介護状態又は要支援状態であって、認知症の状態にあるもので、かつ、次の各を満たす者とする。
 - ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
 - ② 認知症に伴う著しい精神症状、異常行動がないこと
 - ③ 自傷他害の恐れがないこと
 - ④ 常時医療機関において治療を必要とする状態がないこと
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- (3) 入院治療等を要する者である等、入居申込者に対して共同生活介護の提供が困難と認められた場合には、介護保険事業所、医療機関等を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。
- (4) 入居後、入居者の状態が変化し、入居の条件を満たさなくなった場合には退居してもらう場合がある。
- (5) 入居者の退居に際しては、入居者又はその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等への情報提供及び保健、医療、福祉サービス提供との密着な連携に努める。

9. 身体的拘束等の禁止

- (1) 事業所は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当核利用者又は他の利用者等の生命又は身体を確保するため、緊急やむを得ない場合を除く。
- (2) 前項の身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の様態及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- (3) 前項の身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、その他従事者により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

10. 秘密保持

- (1) 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報並びに秘密事項を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 事業者は、従事者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報並びに秘密事項の保持については個人情報管理規定に定める。

11. 緊急時の対応方法

- (1) 従事者は共同生活介護の提供中に利用者の病状等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、ご家族及び管理者に連絡の上、その指示に従うものとする。又、必要に応じて救急要請等を行う。
- (2) 従業者は、共同生活介護の提供中に天災、その他の災害が発生した場合には、利用者の避難等の必要な措置を講ずるとともに、ご家族及び管理者に連絡の上、その指示に従うものとする。

1 2. 事故発生時の対応

共同生活介護の提供中に事故が発生した場合は、速やかに区市町村、ご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故については、損害賠償を速やかに行います。

(緊急時・事故発生時の連絡先)

主治医	病院・診療所名	
	医師氏名 (科目)	()
	住所	
	電話番号	
ご家族等	①氏名 (続柄)	()
	電話番号	
	勤務先又は携帯番号	
	②氏名 (続柄)	()
	電話番号	
	勤務先又は携帯番号	

1 3. 虐待の防止のための措置

当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

1 4. 協力医療機関

協力医院 : 共済会櫻井病院 電話 042-340-7220

※ 2週間に1回、往診にて定期診察していただき健康管理していきます。

入居時に説明の上、希望の方が利用になれます。(かかりつけ医のない方、特に主治医の希望のない方、主治医を変更してもいい方)

基本的には内科医ですので、専門医での診察、処方することが適切と判断される場合は対応困難な場合もあります。

ふない歯科 電話 042-379-7871

※原則として2週間に1回、往診にて定期診察をしていただき口腔内の健康管理を行います。入居時に説明の上、希望の方がご利用になれます。

1 5. 非常災害対策

- (1) 災害時の対応 「やのくち正吉苑消防計画」に基づき対応します。また、地元自治会と近隣防災協定を締結し、相互訓練を通じて災害時に対応します。

- (2) 防災設備 消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送設備、誘導等、火災報知設備、フード等簡易自動消火設備等を備え付けています。また、施設内のカーテンは防災用品を使用しています。
- (3) 防災訓練 「やのくち正吉苑消防計画」に基づき、夜間想定及び日中想定 of 防災訓練を利用者参加で実施します。また、職員の継送訓練も実施し、災害時に職員が参集する訓練も実施します。
- (4) 防火管理者 櫻井 寿人

1 6. 衛生管理について

- (1) 事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努め、又飲用に供する水について衛生の管理に必要な措置を講じるとともに常に衛生管理に留意するものとする。
従業者に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っていきます。
- (2) 事業所における感染症（O-157、ノロウイルス、インフルエンザ）等の発生、蔓延の防止に必要な措置を講じるものとする。
感染症対策マニュアルを整備し、従業者に周知徹底します。また、従業者への衛生管理に関する研修を行います。

1 7. 運営推進会議

利用者、利用者家族、事業所が所在する区市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2ヵ月に1回以上運営推進会議を開催し、活動状況を報告、運営推進会議で評価を受けるとともに、要望や助言等を聞く機会を設けます。
その報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表するものとします。

1 8. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) ・苦情解決責任者 安諸 剛志 電話 042-370-2202
※受付は平日の8:30～17:30（不在の場合がありますので来所を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。）
・グループホーム管理者 杉本 久志 電話 042-370-2202
※受付は8:30～17:30（不在の場合がありますので来所を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。）
いなぎ正吉苑内
・苦情解決第三者委員事務局 堀内 賢治 電話 042-331-2001
※受付は平日の8:30～17:30（不在の場合がありますので来所を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。）
- (2) その他区市町村にも苦情窓口
 - ① 稲城市市役所高齢福祉課介護保険係 電話 042-378-2111
 - ② 東京都国保連合会苦情相談窓口専用 電話 03-6238-0177
対応時間 9:00～17:00まで（土・日・祝日を除く）

1 9. 当法人の概要

別紙「当法人の概要」をご参照ください。

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

住所 〒206-0823

東京都稲城市平尾四丁目16番地の1

法人名 社会福祉法人正吉福祉会

代表者名 理事長 櫻井 千馨 印

住所 〒206-0812

東京都稲城市矢野口1804-3

事業所名 グループホーム やのくち正吉苑

説明者

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受け確認し同意します。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名

印

続 柄

(保 証 人) 住 所

氏 名

印

続 柄